

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第12号

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（昭和59年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(諸手当)</p> <p>第3条 市長等には、通勤手当及び期末手当を一般職に属する職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、それぞれ次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の<u>162.5</u></p> <p>(2) 12月 100分の<u>162.5</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(諸手当)</p> <p>第3条 市長等には、通勤手当及び期末手当を一般職に属する職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、それぞれ次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の<u>167.5</u></p> <p>(2) 12月 100分の<u>167.5</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例第3条第1項第1号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割

合

ア 四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）第60条の2第2項に規定する特定幹部職員（以下「特定幹部職員」という。）以外の職員 127.5分の15

イ 特定幹部職員 107.5分の15

ウ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職 167.5分の10

エ 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第9号）第7条に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(総務部人事課)